

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立藁科こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：渡辺 裕子	定員（利用人数）： 52名（26名）	
所在地： 静岡市葵区吉津1番地		
TEL：054-278-6637	ホームページ： www.warasina-k.ednet.jp/default.asp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和30年4月		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 6名 非常勤職員 3名	
専門職員	保育士資格所有者（重複あり） 8名	
	幼稚園教諭免許所有者（重複あり） 9名 嘱託医 3名	
	事務員 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	6室	保育室3室、事務室、トイレ、プール、園庭

③理念・基本方針

保育目標 「豊かの心 たくましく伸びるわらしなっこ」
重点目標 「ひびき合う子 ～人・物・事との関わりの中で」

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子ども達が安全で快適に過ごせる様一人一人が生き生きと活動できる発達にあった環境を整えて教育保育を行う。
- ・一人一人の性格や個人差に配慮しながら様々な人との関わりを大切に人間関係の基礎を培う。
- ・保護者とは日ごろから信頼関係を築きニーズや思いをくみ取り地域との関係も大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29年11月13日（契約日）～ 平成 30年 3月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎保育園出身の園長と幼稚園出身の副園長の連携指導と園独自の研修の仕組みが「若い保育士の早期育成」に突っている

1年目、2年目の保育者が見事に育っていることは日々の記録だけでなく、第三者評価受審に当たり、事前資料を整え方や受け答え、クラスの中で子どもへの対応に如実に表れている。教育課程を基本にし、学級経営案を3期に分けて立案のうえ、年度はじめから月間計画を12回、月ごとの反省・振り返りも必ず実施、1学期には保育者の感想が主だった記録が、2学期の振り返りには保育・教育の主軸を理解し、改善向上にまで意見の質が向上している記録も確認した。一見経験が足りないと思われる若年保育者が、子どもたちの心の居場所となれるような信頼関係づくりを意識していることは、アイコンタクト、リフレインやうなづき、あいづちを用いて受容的関わりをおこなう姿に現れていることを視認した。

◎園児数が少ないこともあり、園児も保護者も十分な人的援助を受けることができています

園児がかまって欲しい言動を外からの訪問者だけでなく保育者にもせず満たされた振舞いがある様子から、日頃から保育者からのポジティブな関心やストロークを受けとめる環境にあることが伝わってくる。保育者が共感ワードを多用できていることや園児の身だしなみの清潔が高いことも視認した。また降園には保護者の列ができていて、日頃からじっくり傾聴する姿勢を以て保護者と関わっていることも覗えた。

◎(数から推定するに) 地域の他園が負担すべき支援が必要な子の相談や入園に応じ、公営の役割を十二分に担っている

おしゃべりサロンには3回に1回程度、軽度発達障害や入園のことで相談が入っている。園でも特別支援の子5名(26名の内:5分の1にあたる)がおり、本来は地域の他園でも負うべき子どもを藁科こども園で担っている。個別の日誌の記入やサポートプランを作成し、指導計画の中に他児との関わりの配慮を書き込み、長期にわたりスモールステップで成長できるように保育をしている。

◎山間の豊かな自然と温かな人のふれあいを基盤に「地域環境を十二分に活かした保育活動」が展開され、自園の教育目標・教育課題につなげている

日常の保育の中に、自然探索、種からの野菜栽培とクッキング、特別養護老人ホーム等周辺施設や地域の人々、南藁科小学校との交流活動や自然観察指導員同行の川観察など、地域や自然を生かした体験活動が積極的に取入れられている。月案、週案、日案の中に「自然との関わり」を印すマークをつけるようにしたことで、保育者も無理なく立案できるようになり意識も高まっている。春にはお花見や育てた花で色水をし、夏には砂、泥、水を使った遊びを、秋にはどんぐりひろいや山へ出かけ自然を集め、園に戻ってきながら遊びの中に取り入れるようにし、冬は霜柱、氷などを遊びに組み立てている。お茶摘みやマリーゴールドで染物を施して祖父母会でプレゼントしたりと、日進月歩でメニューが拡散し、教育目標「豊かな心 たくましく伸びるわらしなっ子」重点目標「ひびきあう子～人・物・事とのかかわりの中で～」の育成を確実に実践している。

◎園長が地域の役割を担うことで情報共有が確かで、園児との交流が盛んとなり「地域に大切にされる園」と成っている

牧ヶ谷子育てサロンとの連携、藁科保健センターでの協議、南藁科地区合同防災会議、地域防災会議、吉津園新年会と園長が地域の会合や懇親会に出向くのは常のこととなり、子ども達は静岡老人ホーム慰問、吉津園の運動会、南藁科学区運動会、吉津園収穫祭に招かれ、園との3施設合同運動会は例年行事に位置付けられ、園の秋祭りには地域から来賓35名が足を運んでくださり、子どもの数を大きく上回るほどで、我が地域の園、我が地域の子どもとの熱い想いが伝わる。

◇改善を求められる点

◎ホームページをはじめ古いものは早期に廃止する

ホームページのわらしなっ子広場、すくすく日記、おもいでアルバムは適宜現状に合わせ、また園で使用する道具を置く場所なども整理・整頓に努めることを期待する。

◎(園児減少の対策と是正は園独自ではできないものの) 保護者の気持ちに寄り添うことへの配慮や取組みについて考察する

市の方針や予算などに係ることで速やかに進まないことは致し方ないものの、幼稚園だった園のハードをそのままにこども園としたことで園児減少となり、現状では増加も見込みにくい。保護者も保育士もモチベーションが保ちにくい状況にあることは否めず、保護者の気持ちへの配慮、取組みを期待する。

◎保護者の負担を軽減する方策を検討し、是正する

現在園児が少ないこともあるが、前身が幼稚園だった慣習が続いていて、保護者の担当することが多い。「保護者に依頼する趣旨は適切か」「保護者の負担の量を減らすことはできないか」などについて再考を期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価を受ける事により、自園の総合的な仕事内容を管理部門と保育部門に大きく分けて整理して考える事がわかりました。またその中で特に気をつけたいポイントは、経営状況の把握と事業計画の策定をしっかりと行う事、また園の理念や基本方針を保護者や地域へ発信することの大切さを学びました。また、管理者の力量を問われる運営の透明性を図る所では、人材育成、危機管理、保護者や地域に信頼してもらえる園づくりの実現に向けて学ぶことができました。教育や保育の部分では様々な会議の持ち方や研修体制の充実、学校評議員など外部の評価も必要であり、様々な計画には計画的なPDCAが大切であることも学びました。最後に今回の評価では自園の強みと課題を明確化していただき自信をもって更なる課題に向かっていく目標ができました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

書類の名称をはじめ事実確認（事実の文言表現に難がある）が十分必要な園

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>理念を「静岡市教育理念」とし、基本方針を「静岡市子ども子育て支援プラン」としている。その下に「教育目標」「重点目標」を定め、さらに「目指す園児像」を策定している。当園では理念は教育目標と重点目標に織り込み、基本方針は重点目標をさらに練ることで「目指す園児像」をより具体的に明示させている。PTA総会(パワーポイントでの保育説明)、園内掲示、園だより、ホームページ、職員会議等を通じて内外に周知させ、特に職員は毎日朝の会で教育目標を暗唱している。職員にはテストを、また保護者にはアンケートを通じて周知状況を把握しており、職員は全員がそらんじることができる。また第三者としても理念、基本方針に基づく事業の実現の確かさ、質の高さでも確認できる。ただし、保護者への周知度を測る仕組みがあると、なお良い。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>大枠の動向は、静岡市地域福祉基本計画（概要版）を以て把握しつつ、市の指示を受けて「おしゃべりサロン わらしなっ子広場」を毎月開催して地域の母親と直接ふれあっている。地域の福祉施設が監修した地域分析資料や服織保健センターネットワーク資料等、地域に特化したデータ収集をおこなうほか、服織・薬科ブロック子育て支援連絡会議や牧ヶ谷子育てサロン（地区社協）への参加を通じて当園のPRをおこない地域の子育て情報を入手するとともに、育児相談につなげた例もある。入園者数の推移が入った中長期計画をはじめ、監査資料で利用者率を分析するほか、年齢別区分表を基に状況分析を毎月市役所こども園課へ提出している。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めてい	a・⑤・c

	る。	
<p><コメント></p> <p>保育内容、組織体制、設備の整備、人材育成、財務状況の中長期計画がある。主に園長と副園長とで予算に対して検討、人材育成・確保について都度協議しており、マネジメントサイクルに乗せて遂行するとともに、職員にも「人数不足状況改善資料」等一部書面でも提示して周知している。特に保護者アンケートについては職員会議で合議し、解答資料を職員間で考察、保護者に配付している。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園経営を計画的に進める為、いくつかの分野で中・長期計画を立案しており（①設備、修繕など②職員研修、人材育成に関すること③保護者支援④環境教育⑤地域との関わり）、すべての項目に渡って園の理念や教育目標を浸透させるためにマネジメントサイクルに乗せている。また中・長期計画に経営課題と問題点の解決策を記載している。子どもの増減に関する数値目標の中・長期計画も備わり、「わらしなっこ（園庭開放）」の活動では、見学者の数等の記録を取り、実施状況の評価をおこなっている。すべての中・長期計画に見直した日とその内容が記載されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>29年度の研修計画、人材育成計画、保育内容では環境との関わり、地域関係、避難訓練、修繕、備品、消耗、おしゃべりサロン、食育計画があり中長期計画の内容が反映された内容となっている。またこども園課からの予算配当内で施設修繕をおこなうなど、実行可能な計画となっていて、記録は一目で判るよう写真でも残している。収支計画も同様に策定されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業計画に基づく職員の意見交換があったことは会議ノートで確認でき、また実施状況企画書には評価・見直しをおこなったことがわかる反省文書が添付されている。企画書にもとづいて予定を周知し、実施後は振り返りと同時に「来年はどうしたらよいか」を話し合っ、次に活かしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業計画を具体化させた資料や年間計画を保護者会、入園オリエンテーションで書面配付のうえ説明している。重要事項説明書は総会にて保護者に届け、玄関ホールにも掲示している。園だより、クラスだよりを毎月配付しており、クラスだよりには月の保育のねらいと内容が分かりやすく示されている。「更にわかりやすいように」と追加手紙を出す事もある。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>当園では第三者評価受審は初めてだが、静岡県独自の「学校評価」に取組み、中間反省と最終反省と呼ぶ評価・見直しを経て毎年ホームページで公表をしている。特に当園では、教育・保育課程、全体構想、あそび改善構想をバックボーンとして学級経営案が作成され、月案、週案、日案と日々の保育活動に落とし込んでいて、学校評議員会（及び評価委員会）が示す中間報告に併せて見直しをおこなうマネジメントサイクルが定着している。また研究保育も年3回おこなわれ、スーパーバイズを受ける機会も用意されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㊤・c
<p><コメント></p> <p>園全体の評価については、学校評議員会（及び評価委員会）が示す中間報告に併せて見直しをおこない、年度末には園で「年度末実践評価 新年度対策」を立案して次年度につなげている。評価は「全体の実態」を文言で示すほか、職員が取組みをABCで自己評価をした結果に基づき合議しており、丁寧に向き合っている。さらに「食育」「地域・施設・学校」「避難訓練」いった各項目における実践は一つひとつの行事について企画書で見直している。また保育内容については期間を定めた見直しがおこなわれ、評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㊤・c
<p><コメント></p> <p>組織重点目標シートが「何を」「いつまでに」「どのように」と園長によって作成され、各職員に分掌を割り当て、「職員の望ましい姿」を書面で示している。また人材育成計画を独自に作り、教育成長モデルに照らし、各職員が出席するとよいと思われる研修等について助言している。嘔吐処理、苦情処理、怪我対応等がフローチャート化され、「園長不在の場合」が追記載されていて、職員が周知している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊤・c
<p><コメント></p> <p>園のPDCAサイクル表には遵守すべき法令として「教育基本法」「こども園法」「児童福祉法」「児童憲章」「子どもの権利条約」「学校教育法施行規則」「静岡県こども園条例」「児童虐待防止法」「倫理綱</p>		

<p>領」「静岡県こども園 園則」を明示し、法令本や資料を備え、職員会議で習熟する箇所を確認している。また資料等書面は、職員が閲覧したら日付を記録する欄を設けていて、全職員のチェックが入っていることを視認した。入職1年目の研修ではパワーハラスメント、リスクマネジメント、防火管理、施策法務等のメニューを学ぶことになっており、順次必要な研修会が実施され、園長には研修レポート（感想・意見）を人事課へ提出することが義務づけられている。また職員会議では危機管理ガイドを活用した勉強会もおこない日々必要なものを確認し合っている。法令テストや法令ミニ勉強会等が慣行されていると、なお良い。</p>		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント> 園長が「藁科こども園教育及び保育の全体構想（教育目標から念願する幼児像を設定、こどもの実態と教育課題、地域・家庭の様子も鑑み重点目標へと保育を具現化していくもの）」を作成している。子どもの成長を把握できるよう一覧にまとめた教育課程を手がかりとし、学級経営案を3期に分けて立案のうえ、年度はじめから月間計画を12回、月ごとの反省・振り返りも必ず実施、1学期には保育者の感想が主だった記録が、2学期の振り返りには保育・教育の主軸を理解し、改善向上にまで意見の質が向上している記録も確認した。職員から上がる園評価、学級経営案（学期毎）月案（毎月）、日案（毎日）に施設長は助言を赤ペンで入れている。また職員が自クラスだけでなく他クラスをも知ることで向上点を発見して欲しいと考え、日案の中からお手本となることを抽出し、また研修内容のワンポイント等も添え、臨時のパートタイマー職員も含む全員に配付する「園長室だより どんどこ（毎月発行）」に盛り込んでいる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㊟・c
<p><コメント> 職員各自が其々持つ「教育課程その他の教育及び保育の内容に関する全体的な計画」には何曜日に何を実施するといった業務の定めがある。その上で休憩の取り方を職員間で話し合い、有給・時間外勤務は数値化のうえ「偏っていないか」を見直す等、公平で気持ちよく働ける職場環境を整えている。また外部研修がある日などは、朝の会で研修参加者不在のなかでも1日を効率よく進める案が各人から出ていることが朝会ノートに記録されていて、随時調整が速やかなことも受けとめられる。人員配置は年齢区分表を軸におこない、職員数が足りない状況でシフト配置が難しいなか、園長が早番・遅番のパートタイマーを配するため自ら動き、自治会長に回覧板挿入を依頼して確保した例もある。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント> 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、人材確保と育成に関する方針は静岡市で整えられ、「目指すべき役割に応じた行動」が各職員に配付されている（人事の行動評価と連動している）。園ではサービスをはじめ基本的な内容の申し合わせを年度初めにおこない、日々の助言・指導のほか、（幼稚園教諭は免許制のため）更新時期を逃さないようにと、園長・副園長が側面的なフォローをおこなって</p>		

いる。(保育士資格の更新はない)		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の育成指標や昇給表等の参考書面が予め示され、期待する職員像が記入された個人の研修中長期計画を作成している。人事評価シートの指標を元に職員は自身の一年の業績評価、行動評価に係る計画を立てている。またキャリアパスの申請情報を職員に知らせ、申請の仕方等も教示している。年齢区分表（保育人材が適正配置されているかの目安）を毎月作成し、市こども園課へ提出している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>静岡市の育成指標を提示して「何をどうしたらスキルが上がるのか」を園長が職員に解説したり、メンタルヘルス研修受講資料を配り、園長自ら健康管理に関する講話をおこなっている。「園の相談窓口は園長」「役所は保健室」であることなど職員が知っておくべき事柄を伝える機会を設け、また職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認している。就業状況の把握から改善に向けた記録がある。年4回の人事評価面談だけに留まらず「いつでも相談に…」と常々園長が伝えていて面談が日常的にあり、ストレスチェックを実施し、結果にも問題なしとなったことも納得がゆく。市の互助会のイベントは若い職員にも人気「日本平動物園ナイトツアー」は休憩対応の職員も配置されている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>市役所が定めた「目指すべき役割に応じた行動」をベースに園長が「教育課程その他の教育及び保育の内容に関する全体的な計画」の中に「園が望む職員像」を示している。職員はそれらを踏まえ、「個人業務シート」「行動評価シート」を作成し、目標設定、評価項目、達成水準、期限が明確にされているか確認している。個別面談は「当初」「中間フォロー」「フィードバック」の定めに加えて、「評価時」にも実施して丁寧に4回おこなわれている。「ねらいをクリアしたら次の段階で環境設定をおこない、抽出時にはどうした」といった項目も押さえられている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>望ましい職員像が園内に周知されている。静岡市こども園では階層研修一覧を備えて新採やOJTの研修日程が生まれ、「職務的に必要」「担当だからいくべき」「悉皆」は園長指示で参加、自ら行きたい希望も日程調整のうえ、29年度は54回の参加実績がある。職員が習得した研修の有無を鑑み、職員の研修参加を検討していて、達成度合いが明瞭である。以上が静岡市立としての取組みで、他にも園独自に「園内研修年間研修」を毎週、日日積み重ね、学期毎に「成果」と「課題」が洗い出されている。研修の手立て等内容そのものについても評価がおこなわれていてマネジメントサイクルに乗せており、その取組みを通じて保育者の気づき（視点）が育っていて「目指す子どもの姿」が明確になっていっていることも「今年度の研修のまとめ」や「研修だより」で確認した。また、市内で開催されている描画講座やソーシャルスキルの学習の場に保育者が出向く等、外部研修や講座には積極的で、園としても各人を応援し、参加者は知識・技術を園内に落とし込み共有している。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>人材育成研修計画には、前年度参加した研修、身につけたい知識・技術、今年度の研修と細目に記載がある。できるよう収められている。研修集録にはすべての研修がファイルされ、研修報告書もある。職員別研修履歴表に因って、今後どのような研修に参加すべきか、が一目で判るようになっており、研修計画は学校評議員の協議を経てクラス経営に落とし込まれるという仕組みを以て客観的に決められている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>基本姿勢が明確にされ、ねらいが記載された仕様書がある。受入れにあたっては、子ども、保護者への配慮した手紙を発信しており、職員へは指導者説明マニュアルが用意されている。東海大学、常葉大学とは長い積み重ねがあり、交流会資料等学校と連携したプログラムが作られている。各学校のプログラムとともに園独自の受入マニュアルがあり、カウンセリングマインド等の研修を経た職員が担当者として職務分掌にも明記されている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>ホームページには「理念・基本方針」が、「事業報告、予算、決算情報」は保護者総会で資料配付のうえ説明されている。苦情対応については園便りで「匿名でもいいですよ」といった案内を付けて受入体制を告知し、研修で職員も本件について知識共有でき、掲示板には苦情解決氏名と重要事項を貼りだしている。地域には毎月自園の教育目標や重点目標を記載した便りを全戸に届くよう配し、写真掲載はどんな行事があったか「見てわかる」ようできている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>消耗品や印刷類、備蓄等購入品目に応じた事務処理や取引方法について市役所こども園課から指示されたルールがある。また前年予算表、当年予算と集金から支払までの経過表があり職員に職員会議を以て周知している。PTAの監査書類総会がおこなわれるほか、年に一度社会福祉施設指導監査を受け、順番で実地監査を受ける仕組みになっているが一般的に外部監査に値するものではない。政令であることで義務づけられた「包括外部監査契約に基づく監査」が該当するが、こちらは毎年あるわけではなく順番待ちのような状況にある点において十分とはいえない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「地域との関わり」における中長期計画が策定されており、地域行事へ歌・踊り披露等に出向き（静岡老人ホーム慰問・吉津園の運動会・3施設合同運動会・南藁科学区運動会、敬老会・吉津園収穫祭・吉津園新年会等）ための企画書や便りなどのツールを都度作成するほか、地域、学校、図書館、保健センター、美術館、るくる、おしゃべりサロンと、地域の情報誌を玄関に並べ、持って帰る保護者や園児もいる。地域資源を分かりやすくPRしている。児童票の中から保護者ニーズを探り、静岡市自然環境指導員の協力を得て環境学習の実施も深耕している。地域に協力を仰いでいる。回数が多いので園児は高齢者をはじめに挨拶や握手に躊躇がなく、コミュニケーション能力が育っている。このような取組みから入園式、運動会、秋まつり、卒園式には毎年30人余の来賓が訪れるに至っている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備しており、基本姿勢も明文化されている。中長期計画にもボランティア活動の内容が掲載され、保護者にも「ボランティア来訪に係るお知らせ」が発布されている。地域の学校教育への協力は十二分に成されている。また地域の学校への協力・連携に係る基本姿勢は「園経営の基本方針」の中で「職員の構えとして示され、体験学習の目的や留意点等もまとめられている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源が玄関に並べられ、服織保健センター・牧ヶ谷子育てサロンなどとの話し合いや民生委員や評議員との連携がある。地域の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。市役所こども園課制作のポスター活用、さらには自治会長、民生委員の協力を得て、例もある。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>園児のみの園庭開放は14時～15時、地域には月1回程度おしゃべりサロンが開催され、市役所支援の下、保健士、栄養士、歯科衛生士、小児科医師の「子育て講演」も併せて実施されている。園長が南藁科地区合同防災会議をはじめ地域の集まりには出席し、地域の実態を把握するとともに園の状況も理解してもらえよう努めている。他にも高齢・障害者施設、救護所の合同運動会、南藁科学区敬老会にも必ず出向く一方で、園の秋祭りには35名もの来賓に集まってもらえており、密接さが見える。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>自然豊かな農村地帯で調整区域にも指定されたなかに園は在り、大半が昔からの住人という南藁科小学区の自治会の団結力に支えられている一方で、近隣には静岡老人ホーム、救護所、わらしな学園、</p>		

特別養護老人ホーム吉津園、アオイ病院と医療・福祉施設が豊富なことから、子どもたちが異世代交流の橋渡しや、心の通うふれあいを届け、大変喜んでもらえていて、WinWinが叶っている。

○年間の子どもの活躍状況

- 5月 吉津園運動会に出場し玉入れ、パン食い競争、かけっこ、踊り等に参加する
- 6月 吉津園の畑のジャガイモの収穫を共に楽しむ
- 6月 小学校で収穫したお米と自園で収穫したジャガイモを年長児が調理してカレーパーティーを開催。小学1年生を招待する
- 9月 南藁科学区の敬老会（80人位の集まり）に招待されて歌や踊りを披露する
- 9月 学区の運動会に招待されバルーンの演技を披露する（本年は雨天の為中止）
- 10月 わらしな学園、救護所、静岡老人ホーム三施設合同運動会に招かれバルーンの演技を披露
- 11月 静岡老人ホームに出かけ歌や踊りを披露する

園長が南藁科小学校の学校評議員を務め、南藁科地区公共施設連絡会（2ヶ月に1度）などで把握した地域ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、計画等で明示しており、おしゃべりサロンには3回に1回程度、多動性発達障害や入園のことで相談が入っている。園でも特別支援の子5名（26名の内：5分の1にあたる）がおり、「サポートプラン及び保育日誌」を記録し、また強化サポート研修に8回程度通い、保育者が研鑽している。言葉が明確となったり、トイレが一人でできたりと、著しく成長した跡も確認できる。他にも南藁科学区講話会に隔月で園長が参加し地域のニーズや事業を入手したり自園の事も伝え、情報交換をしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>年3回職員会議で園の計画及び方針の読み合せをおこなうほか、法務省人権擁護局職員を招聘して人権に係る研修を実施、「倫理綱領」は保護者へも配付している。それとともに各クラスにも置き、その後読み合わせ等内容の振り返りを職員間で2度おこない、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員が理解し実践するため丁寧な取組みがある。県の男女共同参画課で制作した「200さいのブタ」を読み聞かせる等文化の違い、性差の対応に配慮し、また誕生会では保護者にも来園してもらい、生まれたことを一緒に祝い、それぞれの良さや頑張りを園長が紹介して互いを尊重する心を養う取組みはあるが、その方針等を保護者に具体的に示したり、理解を図る取組はみられない。今後は、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等をおこなうと、なお良い。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>プールでの水着に着替える場面や発育測定の際にはカーテンを閉めるよう配慮し、発育測定では虐待の痕跡がないか確認しており、生活の場にふさわしい快適な環境を提供しようと努めている。プライ</p>		

<p>バシーの尊重マニュアル、虐待防止に係る書類を備え、係る研修も年2回実施して職員理解を進めるほか、保護者にも「保健だより」で周知している。「静岡市職員のためお個人情報保護・情報セキュリティハンドブック」「個人情報対応フローチャート」は有事に速やかに対応できるよう職員室に置いている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p><コメント> 園要覧を農協、服織保健センターに置き、重点目標や園の願い等を記載した園便りを南藁科学区全自治会に回覧板で配付し、地域全戸へ情報を届けている。また市が作製する子育てハンドブックに情報を載せるとともにホームページでは都度の変更内容を掲載し、タイムリーに情報提供している。園見学者希望受付記録簿を作成し、希望者には副園長が直接園内見学に対応している。言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とし、毎年見直しもおこなっている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント> 入園時にはパワーポイントで分かりやすく重要事項説明書や入園のしおりを説明している。他にも、必要な道具の作り方を図解で示したり、実物を用意している。入園2ヶ月後に保育計画説明会を開催、「やる気スイッチ」というテーマで園長講話をおこない、「この園のお母さん方になりましたね」とのメッセージを発信するとともに、2ヶ月間の様子を伝え、変更があれば園だよりや学年だよりで保護者に届けている。保護者の出席をお願いする行事について早めの通知を心掛けており、アンケートに段取りの不備に関することが挙っていないことから確認できる。また、園では「分かりやすさ」に留意し、必要な用具の作り方や実物を示して説明するよう尽力している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント> 施設利用変更手続きのマニュアルに従い、市へ連絡・報告とともに転入園の手続きをおこなっている。保護者には転出前に在園証明書を渡し、転入園から「転入した旨の連絡」があり次第、予め作成してあった指導要録抄本を郵送し、次の園へのスムーズな変更をおこなっている。また卒園児相談窓口を副園長とし、卒園児受付記録簿を備えて相談に応じており、保護者に「卒園後も相談を受ける」旨知らせている。地域の施設の長が集まる懇話会には小学校校長もメンバーであることから、年度当初に情報交換をし、「困ったことや小学校に相談しにくいことがあればこども園が～」と、保護者に伝えることを合意してもらっている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> アンケートは年2回実施して次年度に向けて改善策を検討しており、実現につなげたものもあるが、保護者が最も心配する園児減少や乳児受入体制については行政管轄下という縛りもあり、改善に結べているとは言い難い。日々子どもの受け渡しを通じて相談や疑問や質問を聞き取り、記録も残しているほか、年間に家庭訪問1回・個人面談2回・懇談会1回計4回話し合う場を設けて、熱心に保護</p>		

<p>者と向き合っている。ただし、園が優位点とする「年10回のPTA役員会開催」は、園児数の少ないなかでその役割負担率が上昇していることもあって、保護者に不評であることを鑑み、今後は代替方法を検討する等見直すことを期待する。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p><コメント> 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置及び苦情解決マニュアルがあり、定められた対応の仕組みや手順は保護者にポスターや園便りで伝えている。保護者からの苦情があった場合は園長、副園長把握の下、全員で共有すべきことかを判断のうえ、その周知等の対応方法を選択しており、一辺倒にはしていない。苦情には具体的にどう取組んだらいいのか、保護者との話し方にまで及んでのロールプレイング研修も実施し、保護者の信頼を担保している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊟・c
<p><コメント> 相談窓口の明示だけでなく「相談する人を選べる」旨の文書を保護者に配付するとともにポスターでも告知している。会議室を他の保護者の目に入らないスペースとして相談があった際に利用している。登園・降園には園長、副園長とで連携対応し、門扉に園長が立ち保護者と言葉を交わし、園児は副園長が見守って、声をかけやすい状況をつくっている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊟・c
<p><コメント> 相談マニュアルは年に1回見直しをおこない、相談受付記録表も備えている。子どもの受け渡しでは笑顔で対応し、保護者から気安く相談や質問を受ける態度を示すとともに、ご意見箱を設置し、匿名にて気軽に投書できることを園便りで知らせている。また、保護者アンケートを年に2回実施するとともに、保護者やPTA役員会で出た意見や要望は次回の役員会で改善の道筋や取組状況を伝え、世話役からのメール配信や園のたよりで保護者にも伝えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p><コメント> 市の「事故防止安全マニュアル」のほか、事故対応マニュアルや不審者対応マニュアルを園独自でも作成して各クラスに設置するとともに、年3回職員間で見直しをしている。ヒヤリハットの責任者は分掌で明示し、四半期に1度おこなうヒヤリハット検討会で事故の原因や予防について協議している。クラス別は毎日、全体は月1回副園長が安全点検を実施、結果把握した危険な箇所は、改善策を施している。 例. 桜の老木の枝が落ちた件は市に連絡したうえで進入禁止し、子どもにも周知し、木の伐採も併せておこなっている</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p>		

<p>感染症対策マニュアルを各種揃え管理体制のフローチャートも備わり、クラスに設置した感染症対応マニュアルも年1回見直しするとともに、園内研修では穴埋め式のテストも実施している。年4回、時節に係る研修では嘔吐処理についても具体的に実施し、これまであった嘔吐にも適切に対応できている。近隣の小学校でインフルエンザが蔓延したときも速やかに保護者に連絡を入れている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・㊦・c
<p>〈コメント〉 災害時の対応マニュアルは、地域の特性を鑑み山崩れ、土砂崩れ、川の氾濫を想定して園内で話し合っ て決め、吉津園（高齢者施設）・南藁科小学校への避難訓練を本年は3回実施している。各クラスに 避難経路図が掲示され、トイレ用テントや水、食糧を園で備蓄リストとともに管理するほか、職員も 個々に水をはじめ避難用品を自身のロッカーに用意している。インターネットが使用可能であれば保 護者に即時に連絡が行き渡るように備えてあり、「もしもの時は南藁科小学校に避難している」ことも 周知してある。また産女派出所警察官と吉津園（高齢者施設）職員の協力を得て不審者の訓練を実施、 地区の防災会議では警察、高齢者施設、学校、自治会の防災委員、自治会長との話し合いを以て連携 を図っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㊦・c
<p>〈コメント〉 毎日おこなうことは「保育の標準的な実施方法」に綴られ、また児童憲章、子どもの権利条約を明示 し、職員間で周知している。言葉遣いや子どもの乱暴について等保育者の対応についての標準的な 実施方法が文書化され、準じた対応についての記録も確認された。保育者が自らの保育を振り返るこ とができる研修が週1回実施され、マンツーマン指導は年3回以上面接時におこなっている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p>〈コメント〉 教育・保育課程、全体構想、あそび改善構想をバックボーンとして学級経営案が作成され、月案、週 案、日案と日々の保育活動に落とし込まれ、評議員会資料では中間報告に併せて見直しをおこなうマ ネジメントサイクルが定着している。日案で園児一人ひとりへの対応を示し、前日における保育反省 を以て翌日の日案が週案、月案をバックボーンとして作成され、研修主任を中心に研修計画、指導計 画、研究保育などを策定している。月1回の職員会議を実施、園評議員会の実施計画を年間で3回取 組み、研修の中で指導計画の反省や評価を年12回行い、標準的な実施方法に問題点がないかどうか 話し合っている。また研究保育は年3回おこなわれ、スーパーバイズを受ける機会をもっている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊦・c

<p><コメント></p> <p>連合自治会長・小学校校長・大学教授・民生児童委員、PTA会長をメンバーとする学校評議委員会には年3回の評価を得ているが、策定にあたっては関係職員がおこない、必要がなければ保育所以外の関係者は参加してはいない。3歳児未満と障害のある子どもには個別指導計画があり、また毎月の園内での評価も園長と副園長、加配（障害児対応）担当等限られた職員のみでおこなわれていて、やや不十分である。ただし児童票の希望欄に書かれている保護者の願いやこども園への希望をまとめ、全体構想の中には取り入れており、支援困難ケースへの対応ではサポートプランを作成し、必要に応じて級外も関わりながら保育に取り組んでいる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>指導計画書の見直しについて、見直しを行う時期（毎月）、検討会議の参加職員（担任、加配職員、園長、副園長）を定め、保護者アンケートも年2回実施されている指導計画の評価・見直しにあたっては、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。見直した指導計画の周知は紙ベースでおこなっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や生活状況等は保護者に静岡市が定めた児童票に記入してもらうことで把握している。個別の指導計画等にもとづく保育が実施されている記録があり、また職員間の報連相が確かなことは指導計画の月反省、実態内容を以て確認できる。ただしパートタイマー職については個人情報保護も鑑み、園長経由で情報共有を一部外している。記録する職員で記録内容の書き方に誤差が生じないように、記録要領の作成や職員の指導は、秀でている職員の書き方を提示しての相互共有をおこなっている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>個人情報取り扱いのマニュアルを備え、廃棄は定めに従い溶解文書として処理しており、万が一漏えいが起きた場合の対応をフローチャートで明示している。記録管理責任者を園長と定め、鍵のある書庫で管理をおこない、カメラやUSBの数は貸出し簿でチェックをおこなっている。本件に係る職員指導はあるが、研修会はおこなっていない。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「児童憲章」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「育てたい10の姿」については研修会もおこない、職員はこれらの趣旨をとらえたうえで保育所の理念、保育の方針や目標をベースに保育課程を編成している。教育目標、重点目標を職員室、各クラスに提示し意識しやすい環境にしている。地域及び園の実態を会議出席やデータ資料から把握し、40～50ページに及ぶ「全体計画（園経営の基本方針）」に記載のある「地域及び園の実態（地域の環境、園周辺の様子）」を踏まえたうえで研修をおこない編成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>室内の温・湿度は10時と14時の1日2回計測し、湿度温度チェック表に担任保育者それぞれが記入をしている。毎週金曜日を安全点検の日としてクラス毎に安全チェックリストを作成し、また朝遅番ノートを介して毎日施設や遊具の安全点検があり（月に一度副園長が総括チェックでダブルチェック）、園長に結果を提出している。年1回薬剤師が空気検査や採光検査等の環境検査をおこない、寝具にはほこりがつかないようにカバーをかけ、昼寝の寝具（保護者からの預かり）は年に1回クリーニングに出す等全般に衛生面の配慮がある。他にも窓ガラスが割れないように保護シールを貼ったり、家具の転倒防止、子どもの導線を考慮した再配置がおこなわれている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの家庭訪問、懇談会、年2回の面談を通して子どもの発達の姿、家庭の様子を把握し、日々の記録を残し、朝の打ち合わせや会議で職員間での共通理解に努めている。「子どもに分かりやすい言葉遣いで、おだやかに話している」「子どもの欲求を受けとめ、気持ちにそって適切に対応している」「せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている」ことは訪問時に視認した。また子どもたちの心の居場所となれるような信頼関係づくりを意識していることは、保育者がアイコンタクト、リフレインやうなづき、あいづちを用いて受容的関わりをおこなう姿に現れている。特別支援を必要とする子どもには本人に合わせたサポートプランを計画し実践するほか、一時預かり（1号）の子どもに対する年間活動計画やデイリーを作成して実施している。新しい人に警戒心のある子は泣くなく前に（心細いと訴える、そういう姿になる前に）、前倒しで確かめていくことを繰り返すことで本人からの関わりが増えている（受け止めてもらえていることが本人の自信となっている）</p>		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>教育課程に各年齢の期ごとに適するとされる基本的な生活習慣を身につけられるような援助が記載され、その部分を日々の月案、週案に組み込み、「体操、マラソンのときに休息をとる」「うがいをマンツーマンで」「シールを自分で選び、朝のお仕度等できたら貼る、できたらごほうびカードの実施」と、日案やサポートプランで一人ひとりに合った基本的な生活習慣を身につけられるように取組んでいる。子どもが「自分でやってみよう」とする気持ちを大切にしていこうとし、食事や排せつの時間に焦ったり、慌てることがないように時間に余裕を持たせている。また絵本や紙芝居を用いて、自身の健康に関心を持ち理解できるように伝えており、朝の視診を職員が必おこなうことで子どもの一人ひとりの活動と休息のバランスが取れるようにしている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>玩具や教育的ツールについては保護者からは「足りない」との声も挙っているが、1日の中で必ず戸外で遊ぶ時間を設定するほか、地域の自然を取入れた活動の場をつくることができている。月案、週案、日案の中に自然との関わりを印すマーク（葉っぱ）をつけるようにしたこと、無理なく立案でき保育者の意識も高くなってきており、自然を遊びの中に取り入れることは子どもの主体性を引き出すことにもつながっている。日案には子どもの名前がすべて登場して保育者の観察の高さが覗えるほか、主体的に活動できるよう段階を追って言葉がけや道具を用意し、環境の再構成や遊びの展開が成されていることが確認されている。「年少表現遊び」「年中表現遊び」「年長表現遊び」其々の中が遊び・音楽・体操・製作分野に分かれ、各月多種・多様な表現遊びと運動遊びが年間で企画され、自分のイメージしたものを形にして表せるよう教材環境を整え「海賊ごっこ」「夏休みの過ごし方 劇あそび」「ケーキ屋さん」と、創造性の伴う遊びが生まれている。また「各歳児童の運動遊び」も月別にある。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
<p><コメント></p> <p>※評価対象外</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
<p><コメント></p> <p>※評価対象外</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>時計の数字をイラストに置き換えて「楽しく」「自然に」学習支援する等、子どもの姿、遊びに合わせた環境設定や、子どもの興味、関心を引くような教材を整えている。友達との関わりの中で様々な経験を通して吸収していく時期であるため、友達との関わりを深められるグループ活動、ペア活動を多</p>		

くもち、集団遊びを増やしていくようにしている。例えば4歳児には「友達がいることに気づいて欲しい」—「どんなこと言ったらいいんだろうか」と保育者が試案し、一緒だと楽しい遊びを開発して「友だちが増えたときの気持ち」「減ったときの気持ち」を感じてもらったり、5歳児は「ルールを学ぶ」ということを視点に、「人が抜けてつまらなくなった」から1歩踏み込んで「自分がよければいいではなく、お友達の気持ちは？」ということに思いや考えが広がるよう支援している。保護者には引き渡しの際の密な連絡のほか、連絡ボードで今日の様子を伝え、毎月のクラス便り、園便りにも集約して園での子どもの様子を届けている。また地域や就学先の小学校には園便りを配布し、園行事にも招いて理解を求めている。年3回の公開保育は職員の研鑽の場となり、茶色の毛糸で焼きそばごっこをするなど身近なものを使った情操教育に長けていることを視認した。保育所保育指針に示される内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画たて、実践することがさらに確かとなると良い。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
 「子どもの発達に合わせて食事しやすいよう机の高さを変える」「トイレの着脱スペースを設け、環境を整えている」といった個別対応のほか、日誌やサポートプランを作成することで、長期にわたりスモールステップで成長できるように取組んでいる。また指導計画の中に他児との関わりでの配慮を書き込み、登園・降園の際に保護者との関わりを丁寧にと意識することで、家庭と園の隙間ができないよう努めている。他にも面談資料を作成することで保護者の思いや不安に気づき、解決に向けたり、幼児言語教室見学や研修で学んだ知識や情報を他の職員に報告する場を設けている。マンツーマン保育に困り、「衣類を汚してしまった場合にすぐ対応できるよう」と着替えの専用ボックスを用意したり、座りながら着脱できるよう台を配置、食事がしやすい机や手作りおもちゃ（トンガ、シール貼、ひもとおし）が備わっている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊟・c
----	--	-------

<コメント>
 一時預かりの子どもの一日の生活を配慮する指導計画を作成し、保育者の引き継ぎに漏れないよう打ち合わせファイルを作成し、全職員が目を通し確認印をしている。冷暖房完備のほか、季節に応じて床カーペットやござの用意をおこない、家庭で過ごすような環境づくりに配慮し、遅番用の玩具の用意もある。また異年齢児と一緒に遊ぶことを配慮し、遊ぶ内容によって部屋のスペースをわけ、おもちゃをカートにいれて出し入れしやすくさせる等、落ち着いて遊べる空間をつくっている。午睡はカーテンを引いて光を遮断し、眠れない子どもには保育者が手のひらを子どもの背中や腰の辺りにおいて、軽くトントンとして眠りに誘う姿もあります。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
----	---	-------

<コメント>
 年間計画の中で小学校との連携行事を設け、月案や学級経営案には招待状作りなどの活動を位置付け、子どもたちが小学校への憧れや期待を高める機会を作っている。また就学児検診や1日入学では、子どもと保護者が小学校以降の生活について見通しをもてる機会となるよう、日頃から小学校と連携を持ち、園の研究保育を小学校教員が見学を訪れ、合同研修会で意見交換をおこなうこともある。保育所児童保育要録は毎年作成し、配慮が必要な子どもについても手紙を付するといった一工夫が実施さ

<p>れている。カレーパーティー、どろんこ遊びの招待状（原本は保育者がつくり）では色塗りとお兄さん（お姉さん）の名前は子どもが書くことで、ポストを設置したお手紙ごっこにもつながっている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A12	<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、子どもの保健に関する計画を作成している。マラソンやプール等の負荷のかかる戸外活動では健康シート（体温計測等）を介して家庭との健康に係る連携をとっている。子どもの体調悪化・けがなどについては「首からうへのケガは～」と具体的に定まった方法に準じて、保護者に伝えるときにも事後の確認をしている。保健調査表や年に2回つくられる問診表で健康に関わる情報が得られ、児童表には既往歴や予防注射の記載がある。職員には乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしているが、保護者には保健だよりやナースだよりを通じて知らせている。</p>		
A13	<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>健康診断や歯科検診の結果は記録のうえ保護者・担任で共有している。専門家に歯磨き教室を年1回机上訓練と合同訓練を繰り返しておこなってもえている。保健計画には保健安全目標が年度毎に設け、園で実施したことは保健だよりで保護者に周知している。個毎の保健票には予防接種有無があり、無い時には副園長が保護者に連絡を入れ、医師の診断を仰いでいない場合は勧告書の発布にて、保護者に受診を促している。</p>		
A14	<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>医師の診断を得てアレルギー疾患と判れば「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と医師の指示・助言をもと給食やおやつでは除去をおこない、動物アレルギーでは戸外活動で動物と距離を置くよう配慮して、子どもの状況に合わせている。また明らかに個別対応が必要であれば、家庭の協力を得て、他の子と相違のないように類似なものを用意してもらうようにしている。アレルギー疾患の資料を作成のうえ、エピペン等の研修を実施し、技術や知識の共有化を図っている。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A15	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>年間を通して食に関する豊かな経験ができるよう、期に合ったねらいを設け計画を立案して実施しており、苗植え、収穫、調理とつながりのある活動を通して子どもたちの食への関心を育むことを心がけている。年少児は園生活に慣れることを大切に、おにぎりにして食べやすい状態から段階を追って茶碗でのご飯を食べるようにしている。年中・年長児はその子の個性によって座席の工夫がある。食育に関する行事や取組みで楽しく食べ物に親しめるような機会がある。</p> <p>例. さつま芋堀から焼き芋、パプリカ・ピーマン・トマトを育て調理する お茶摘み ペーパーサートやエプロンシアターを活用した食育</p> <p>他にも地域農家の協力では筍掘りやお茶摘み・ホットプレートでのお茶揉みとともに、筍の皮で人形を作ったり、筍ご飯を作ったりと自然体験を伴う食育活動が充実している。</p>		
A16	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a・㊦・c

<コメント>

外販給食のため、献立・調理に関することはこども園課の栄養士に任せている形であるが、残食記録や検食簿、嗜好調査を実施して現状把握のうえこども園課に届けており、外販給食業者との検討会もある。苦手なものを克服できるよう家庭と連携して応援したり、食べられるようになった姿をみんなで認めている。こども園課から送られてくる行事食や献立を保護者に知らせるほか、園行事のクッキングで「田植えして収穫した米でのご飯炊き」「お茶摘みした茶葉を揉み、お茶会」等での子どもたちの様子を園だよりで伝えている。衛生管理のマニュアルにおける衛生管理に基づき、手指消毒や給食の管理簿記入、水の塩素管理、冷蔵庫管理を適切におこなっている。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<コメント> 降園時に保護者一人ひとりにその日の子どもの愛らしい姿や微笑ましいエピソードを伝えてコミュニケーションを図り、信頼関係が築けるよう日々心がけていることを降園時に確認した。シール帳で毎月の発育測定の結果や出席日数を一目で掴めるようにし、月のコメントを記入して子どもたちの様子を伝えている。2号の保護者にホワイトボードを用いて1日の様子を伝えている。また旧幼稚園からの取組みを残していて、家庭数も少ないことから十二分に密な関係を築いている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 会話をもつ時は成長を必ず最初に伝え笑顔で対応することを旨とし、毎日の子どもの受渡しで表れや頑張ったことを保護者に必ず伝えるとともにクラスの様子などトピックをまとめたものをペーパー記入し知らせている。また1号児の一時預かりの実施では、地域の保護者や未就園児に対して子育て支援センター、虹や言葉の教室、きらり、医療福祉センター、児童館や学童のシステムの紹介をおこなっている。PTAは保護者と保育者の話し合いの場であるから、会費を保育者も供出している。保育参加は1名ずつ日を変えて給食の様子を見てもらおうほか、園長が子どもを預かり、保護者と担任とで気兼ねなく懇談の場をもてるようにしている。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> 「虐待防止マニュアル」を備え、虐待が疑われた対応と通告先を職員で周知するとともに自園の虐待予防において保育者の対応の書類を備え、職員全体で「園内虐待予防マニュアル」について研修をおこなっている。朝、職員の情報交換を確実にし健康状態(特に登園時)を把握するとともに、子どもとの会話の中で子どもの気になる言動を見逃さないように意識できるよう、職員室には「虐待予防フローチャート」を掲示している。		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>月案、週案、日案、学級経営案の立案、反省、検討をおこなっている。前週の打ち合わせを経て翌週のクラス週案が作成されることは業務に落とし込まれ、月案検討は毎月1回、学級経営案は学期ごと、非常勤職員も加わり協議している。また年3回、各クラス1回は研究保育を通じて他の職員に見てもらうことで振り返り、指導・助言を得ての保育の改善がある。学校評価では評議員が様々な視点を以て園評価、保育者評価をおこない、研修テーマ「自然を通して子どもの思いを引き出す保育者の援助」を踏まえて保育していく中で、手立てを意識して援助や環境設定をおこなっている。また研究保育の際にも研修との関わりを提示し子どもの姿、保育者の援助について明記のうえ、これまでの遊びの様子や子どもの姿を理解したうえで検討し、その事後研修ではKJ法を用いて全員の意見を図案化してわかりやすく提示して、整理が高まることでより確かな結果につなげる努力をしている。月案、学級経営案、保育構想でも必ず検討会、反省会をもち、そこから他クラスの保育の様子、援助の仕方を知ることによって自分の保育を見つめなおし、さらに他クラスとの交流の機会を意図的につくっていけるよう図っている。保育者の保育実践の評価を、学校評価や新年度対策を通して園全体の評価とし、全員参加で検討、評価して保育の質の向上につなげている。</p>		